

# 一般財団法人大船渡市体育協会 表彰規程

本協会傘下団体の個人又は団体で、大船渡市のスポーツ振興に顕著な功労者に「功労賞」を、全国大会・東北大会・県大会で優勝した個人又は団体に「栄光賞」を贈り、その名誉を表彰するため以下の規程を定める。

## 表彰の種類

第1条 本協会の表彰は、次の2種類とする。

- (1) 功労賞
- (2) 栄光賞

## 表彰区分

第2条 栄賞の表彰区分を次のとおりとする。

- (1) 功労賞 大船渡市の体育スポーツの振興に功績顕著な者。
- (2) 栄光賞 全国大会において優秀な成績を収めた者、又は東北大会・県大会等で優勝した個人又は団体。

## 選考方法

第3条 被表彰の選考の方法を次のとおりとする。

- (1) 本協会傘下の体育団体は、被表彰候補を選び会長あてに推薦する。
- (2) 本協会理事会において、被表彰の選考を行う。

## 補 則

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

## 附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年5月15日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行し、平成26年6月3日する。

# 一般財団法人大船渡市体育協会 表彰規程細則

本協会表彰規程第4条により、表彰の審査項目を次のとおりとする。

## 1 功労賞

- (1) 学識経験者として、大船渡市体育振興に貢献した者。
- (2) 同一競技種目において、10年以上にわたって活躍し、その競技団体の発展に顕著な功績のあった者。
- (3) 10年以上にわたり、大船渡市のスポーツ振興に寄与し、その地区・地域団体の発展に貢献した者。
- (4) 被表彰の対象は、60歳以上とする。
- (5) その他の指導者で、理事会において被表彰と認められた者。

## 2 栄光賞

- (1) 国民体育大会・全国高校総合体育大会において、優秀な成績を収めた個人又は団体
- (2) 県民体育大会・東北大会・県選手権大会で優勝した個人又は団体
- (3) その他、理事会において被表彰と認められる者

## 3 奨励賞

- (1) 高校生を含む児童生徒で、県大会優勝以上の成績を収めた者に限る。